

休学中に外国の大学等で修得した単位の認定について

本学では、本学を休学して外国の大学等に留学した場合（以下、休学留学）、留学先で修得した単位を本学の単位として認定することができます。単位認定を希望する場合は、下記を必ず確認の上、所定の手続を行ってください。

□単位認定の対象となる機関

学位授与権を持つ大学（学部学生のみ2年制大学及び附属語学学校を含む。以下同じ）および附属学校。学位授与権を有さない大学や民間の語学学校は単位認定の対象になりません。

□留学期間

休学期間を超えない範囲とする。

※原則として連続する2セメスタ（1年間）を超えて休学することはできません。

□手続の流れ

休学留学による単位認定を行うためには、下記すべての手続を完了する必要があります。

留学前

☞STEP1 留学先の決定

本学を休学して留学する場合、本学の留学制度（交換留学・認定留学・協定校語学留学等）を利用することはできません。留学先大学を学生自身が選択し、当該機関より入学許可を得る必要があります。

なお、留学先の決定にあたっては、留学カウンセリング（詳細は以下 URL 参照）の利用をお奨めします。

●留学カウンセリング

<https://www.toyo.ac.jp/ja-JP/international-exchange/ies/ryugaku-counselling/>

☞STEP2 休学留学の届出

留学先大学より入学許可を得た後、以下のとおり休学留学の届出を行ってください。

①休学期間中の留学届出書（以下ホームページ配信）に必要事項を記入。

<https://www.toyo.ac.jp/international-exchange/ies/kyugaku-ryugaku/>

②留学先大学または留学支援団体からの入学許可書を撮影した画像ファイル、直近で受診した健康診断結果を手元に準備。

③以下 URL へアクセスし、必要事項を入力すると共に上記①②を提出。

<http://urx.space/XDEt>

※上記 URL へアクセスできない場合は、休学留学のホームページ内よりアクセス
届出の期日：

休学開始日の2ヶ月前までに届け出てください。

春学期（4月1～9月30日）休学する場合：1月31日

秋学期（10月1日～3月31日）休学する場合：7月31日

※提出された届出書類に基づき、留学先大学が単位認定の対象となる大学か国際教育センターが確認し、「休学期間中の留学届出書（所定書式）」をメールで返却します。

※国際教育センターで確認した結果、留学先大学が学位授与権を持たないことが確認された場合や以下判断基準により渡航禁止と判断される場合には、休学留学による単位認定は認められません。留学開始前に加えて、留学開始後に禁止と判断された場合も休学留学による単位認定は不可となります。また、下記の渡航禁止判断基準に基づき本学が渡航禁止と判断した場合は、留学の中止及び帰国を勧告することがあります。

【東洋大学による渡航禁止判断基準】（以下の基準に基づき総合的に可否を判断）

- ・外務省危険情報／感染症危険情報のレベルが 2 以上か否か（2 未満は可能）
外務省ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・派遣先国での新型コロナウイルス感染終息の動き（*）の有無
* 感染者数の減少傾向、入出国規制の緩和など
- ・派遣先機関での対面によるプログラム開講等が確定しているか否か

☞STEP3 休学手続

所属学部・研究科の教務担当課へ休学の申請を行ってください。

休学手続に必要な提出物：

- ①許可願
- ②休学期間中の留学届出書（所定書式）（国際教育センターの押印がされたもの）
- ③学生証

※休学に伴う本学への納付金や手続の詳細については、履修要覧で必ず確認してください。また、休学手続は学期毎に行う必要があります。1年間（2セメスタ）の留学を予定している場合は、手続について事前に教務担当課と必ず確認してください。

※コロナ禍に伴い、各種問い合わせ等の受付方法に変更が生じています。以下ホームページの情報等を参考にしながら、所属学部・研究科へご相談ください。

<https://www.toyo.ac.jp/ja-JP/about/Introducing/yellowpage/>

（2つ目ないし3つ目のタブを開き、所属学部・研究科の部分を確認）

☞STEP4 留学の届出

休学手続完了後、国際教育センターへ留学の届出を行ってください。

- ・「出発届」「滞在先届」（所定様式）
 - ・海外旅行保険への加入が確認できる書類
- 出発 1 週間前までに ToyoNet-ACE より提出してください。

留学中

留学報告

滞在先の情報や学習状況について、国際教育センターに報告を行ってください。

・「留学レポート」

留学先大学での学習状況等について、毎月報告してください。

※留学先周辺地域の安全確保が難しいと大学が判断した場合、留学の中止及び帰国を勧告する場合があります。

帰国後

帰国後の手続

留学終了に伴い、必要な手続を行ってください。

国際教育センターに提出：

・「留学終了届」（所定様式）

帰国後 1 ヶ月以内に ToyoNet-ACE より提出してください。

所属学部・研究科の教務担当窓口に提出：

・「単位認定届」（所定様式）等

帰国後 1 ヶ月以内に提出してください。

・許可願（所定様式）

所属学部教務担当課より指定された復学手続日に手続を行ってください。

□単位認定について

- 単位認定科目や認定単位数は留学先の成績証明書や学習内容等（シラバス、教科書、アカデミックカレンダー等）を確認した上で、所属学部・研究科の会議にて最終決定します。上記手続により、必ずしも帰国後に単位が認定されるわけではありません。
- 留学中および帰国後の履修等について、留学前に指導教員によく相談してください。
- 東洋大学学則により、他の大学（留学その他）における学修の単位認定は最大 60 単位（編入学による単位認定を除く）までと定められていますが、留学により単位認定できる上限単位数は学部・学科により異なります。教務担当窓口で事前に確認してください。

□その他

- 休学留学による単位認定の結果、卒業要件が満たされた場合でも休学期間終了後に復学をせずに本学を卒業することはできません。
- 休学留学の場合、下記の奨学金は受給できません。下記以外の奨学金の取扱については、ご自身で確認をお願いします。
 - ・交換留学奨学金 ・認定留学奨学金 ・協定校語学留学奨学金
 - ・東洋大学海外留学促進奨学金
- 留学にあたっては、必ず保険（傷害死亡保障 1 千万円以上を含むプラン）に加入してください。また、外務省のホームページより「たびレジ」の登録を行ってください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

以上